



マイクロチップを装着したら オンラインで登録を行いましょう



Step1



マイクロチップを装着したら、獣医さんから「マイクロチップ装着証明書」をもらいます

Step2



「マイクロチップ装着証明書」を写真に撮っておきます
クレジットカードやバーコード決済アプリを用意します

Step3



下の二次元バーコードを読み込んで登録を進めてください
5分程度でカンタンに登録ができます



環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録

オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう
動物愛護管理法により販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。
購入した方は、所有者の情報をご自身に変更してください。

一般飼い主の方
ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方
第一種・第二種動物取扱業者の方や
飼い主の代行手続きをする獣医師・実業の方

今までの
マイクロチップ情報登録件数
犬 98,700
猫 48,700

こんな時に手続きが必要です

- マイクロチップを装着した
- 犬や猫を購入・譲り受けた
- 住所や連絡先が変わった
- 犬や猫が亡くなった

パソコンやスマートフォンを使用し、いつでもマイクロチップ情報の登録を行うことができます。

令和4年6月1日から



犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

電話：03-6384-5320

メール：info@mc.env.go.jp

ホームページ：

https://reg.mc.env.go.jp

令和4年6月1日から改正動物愛護管理法が施行となり、犬や猫に装着したマイクロチップは、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録することが義務付けられています。オンラインでの登録の手数料は300円で、クレジットカードなどで支払います。登録が完了すると「登録証明書」をダウンロードできます。犬や猫を譲渡する場合には、この「登録証明書」を一緒に譲り渡していただき、新しい所有者が変更登録の手続きをするように促してください。住所などの登録事項が変更になったり、犬や猫が亡くなった場合にも「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで手続きをしてください。

この「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録しておくことで、迷子になって動物愛護センターなどで保護された際に、リーダーで読み取られた番号から登録情報が照会され、連絡を受け取ることができます。確実に連絡が取れるいお電話番号などをご登録ください。

犬の飼い主の方は、狂犬病予防法における登録の申請が別途必要になる場合がありますので、犬の所在地の市区町村にご確認ください。

犬と猫以外の動物については、このシステムでは登録できませんので、民間の登録団体をご利用ください。